

登園許可証(治癒証明)について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人のお子様が一日快適に生活できるよう、下記の感染症についての登園許可証の提出をお願いします。

下記の感染症については、登園の目安を参照しながら治癒するまでは家庭で静養していただき、お子様の体調が**保育園での集団生活が可能**な状態※にまで回復してからの登園であるようにご配慮ください。登園するときは、本書に記載してお持ちください。

※本人の体調の回復および他児への感染の疑いが無い状態

登園許可証 (治癒証明書)

ぽかぽか保育園 園長 殿

園児名 _____

■登園停止期間が定められている病気(第二種感染症)

✓	病名	登園停止期間
	インフルエンザ ※鳥インフルエンザ(H5N1)及び 新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了し全身状態が良好であること
	麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状(発熱・咽頭発赤・眼の充血)が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染の恐れがなくなるまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
	腸管出血性感染症(O-157等)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで

✓ 上記以外の感染症については、その都度園と相談して登園の確認をしてください。

上記について、治癒しており、伝染するおそれがないことを認め、

____月 ____日 から登園してもよいことを証明致します。

20 ____年 ____月 ____日

医療機関名

医 師

印

登園届(治癒証明)について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人のお子様が一日快適に生活できるよう、下記の感染症についての登園許可証の提出をお願いします。

下記の感染症については、登園の目安を参照しながら治癒するまでは家庭で静養していただき、お子様の体調が**保育園での集団生活が可能な状態※にまで回復してからの登園**であるようにご配慮ください。登園するときは、本書に記載してお持ちください。

※本人の体調の回復および他児への感染の疑いが無い状態

登園届

ぽかぽか保育園 園長 殿

園児名

✓ 医師による登園の可否を確認する病気(第三種感染症)

✓	病名	登園停止期間
	手足口病	発熱がなく、(解熱後1日以上経過し)、普段の食事ができること
	溶連菌感染症	診察の翌日までは登園不可。全身状態が良好になるまで
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良好になるまで(潜伏期間10~20日。紅斑が出る頃には感染力ほぼ無し)
	感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐・下痢の症状が治まり、医師の診断ができるまで
	ヘルパンギーナ(夏風邪)	発熱がなく、(解熱後1日以上経過し)、普段の食事ができること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や咳などの症状が改善し、全身状態が良好になるまで
	RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良好になるまで
	伝染性膿痂疹(とびひ)	顔への発症は登園不可。手指など衣服からの露出部分はガーゼなど通気性のよいもので覆うこと。感染の範囲により登園の可否を検討します。(子供の手のひらサイズが目安)
	伝染性軟属腫(水いぼ)	かきむしったところの滲出液、水疱内容などで次々に感染する。プールや水泳は治るまで禁止。衣服やガーゼ等で覆い、露出の無いようにする
	頭じらみ	医師の診断を受け、スミスリンシャンプー・パウダー等で駆除し感染の疑いがなくなるまで
	単純ヘルペス感染症	口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであれば、マスクをして登園可能。発熱や全身性の水ぼうがある場合は欠席して治療が望ましい。
	突発性発疹	発熱がなく、(解熱後1日以上経過し)、普段の食事ができること

上記以外の感染症については、その都度園と相談して登園の確認をしてください。

上記について、治癒しており、伝染するおそれがないことを認め、

医療機関名

月 日 から登園してもよいことを証明致します。

20 年 月 日

保護者名

印